

銚子市企業立地等促進事業補助制度【概要】

市内において新たに事業を行う者及び既存の工場等の再投資を行う者に対し、補助金を交付することによって、企業立地の促進及び雇用の確保を図り、本市の経済振興に資することを目的とするものです。

○対象施設：製造業、流通加工施設、植物工場、陸上養殖施設、情報サービス業、観光業、宿泊業

区分		要件	補助金の額	補助金の限度額	期間
企業誘致	新規所有型補助金	・新規の立地 ・敷地面積500㎡以上 ・常時雇用者5人以上 ・市町村民税の完納	固定資産税及び都市計画税相当額	上限なし	5年
	新規賃借型補助金	・新規の立地 ・市内のビル等を賃借 ・常時雇用者3人以上 ・市町村民税の完納	ビル等の賃借料の1/2以内	1年度につき100万円	2年
	雇用創出補助金	「新規所有型補助金」または「新規賃借型補助金」の対象	市内に住所がある常時雇用者 ※ 1人につき20万円	1,000万円	1回限り
	通信費等補助金		通信回線使用料等の1/2以内	1年度につき60万円	2年
再投資補助金		・市内で3年以上操業 ・投下固定資産額2億円以上 ・事業従事者数の維持 ・市税の完納	固定資産税及び都市計画税相当額の1/2以内	1年度につき1,000万円	3年

【新規の立地】

市内に事業所を有していない者が、市内に新たに土地、家屋、償却資産を取得（賃借）して事業を行うことをいいます。

【常時雇用者】

期間の定めのない雇用又は1年以上の有期雇用で、雇用保険の被保険者をいいます。

【再投資】

市内に事業所を有している者が、既に設置されている対象施設の他に新築若しくは増築し、または償却資産を取得することをいいます。

【投下固定資産】

操業開始日前5年以内に新たに取得した土地、建物及び償却資産のことをいいます。

【通信回線使用料等】

インターネット接続費、専用回線、プロバイダー、レンタルサーバー、ドメイン利用料等を含みます。

【操業開始日】

設置した対象施設が通常業務を開始する日をいいます。

【事業従事者数の維持】

立地等計画認定申請書を提出した日の事業従事者数以上をいいます。

○財産の処分制限

補助金の交付対象となった財産（土地・家屋等）の処分を制限する期間は操業開始日から10年又は当該財産の耐用年数のいずれか短い期間となります。

○交付決定の取消し等

補助金の交付決定を受けた者が、次のいずれかに該当すると認められる場合は、交付決定を取り消し、又は交付決定の内容を変更し、既に交付した補助金があるときは返還していただく場合があります。

- ・要綱の規定に違反したとき
- ・対象施設の操業を中止し、又は廃止したとき
- ・偽りその他不正の手段により交付決定又は補助金の交付を受けたときなど

※雇用者数認定期間（操業開始日の3月前から操業開始日の1月後までの期間）内に雇用され、雇用者数認定期間満了日から1年が経過した日まで、引続き市内に住所を有する者

雇用者数認定期間の例：操業開始日が4月1日の場合、雇用者数認定期間は1月1日～5月1日となります。